

令和4年 滑川町農業委員会 第6回総会 議事録

召集月日	令和4年6月16日(木)				
開 会	令和4年6月24日(金) 午前9時30分				
閉 会	令和4年6月24日(金) 午前10時15分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	6番	田幡只夫	7番	贅田基司	

第 6 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 26 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 27 号	滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第 4	議案第 28 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 5	議案第 29 号	農地中間管理事業法による農用地利用配分計画について
日程第 6	議案第 30 号	農地法第 5 条（届出）について
日程第 7	議案第 31 号	農地法第 5 条制限除外について

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。お集まりの様ですので、令和4年、第6回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思います。欠席者は農業委員、農地利用最適化推進委員、ともにございません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年第6回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございました。今年は、沖縄に続き、いち早く関東が入梅ということで、水の方も心配なく田植えができ良かったと思います。7月の上旬に田植えが終われば、収穫はできると思います。私の地区はだいたい終わったような感じがいたします。また今日から気温が30度以上になる予報も出ていますので、農作業時には気を付けてください。また6月に入りまして熊谷から北部を中心にヒョウによる被害が出ています。トウモロコシの被害や、メロン農家では1,000個で600万円ぐらいの損害が出たとか、梨もだいぶ被害が出て半分ぐらいは駄目になってしまったとか、農業は本当に大変だと思いました。全国的には、今まではなかったような被害が毎年のように出ていますが、滑川町では被害が出ていないので助かっていると思います。また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせて頂きます。大変ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたいと思います。滑川町農業委員会会議規則第4条で、会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせて頂きます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和4年滑川町農業委員会第6回総会は成立を致しまし

た。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 9 名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 6 番の田幡委員さん、議席番号 7 番の贅田委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事をお願い致します。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 26 号「農地法第 5 条について」を議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第 26 号農地法第 5 条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は 3 件、639.09 m²の転用申請が審査対象となります。番号 1 を説明、朗読させていただきます。議案書は 1 頁、図面は議案第 26 号資料 1-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、畑、農振農用地、55 m²のうち 37.36 m²、同じく×××番×××の一部、畑、農振農用地、1,131 m²のうち 97.73 m²合計 2 筆、1,186 m²のうち 135.09 m²になります。農地の区分は農振農用地区域内にある農地となります。青地の転用につきましては原則認められませんが、仮設工作物等による一時的な利用で、目的達成のためにその農地を利用することが必要な場合につきましては、農業振興地域整備

計画上支障がないということを中心に例外的に許可ができるものとなっております。申請人ですが譲渡人は2名おりました、1人目は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。2人目は、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は□□□株式会社、代表取締役社長□□□様です。申請事由ですが、賃借権ならびに使用貸借権を設定し、通信基地局を設置する為の工事用仮設置場として、一時転用したいというものです。なお補足になりますが、本体である無線通信基地局の鉄塔部分につきましては、認定電気事業者が行う中継施設等に供する転用であり、農地法第5条ただし書き及び農地法施行規則第53条の規定により、許可を受けずに転用が出来る場合に該当します。その本体の事業計画については届出を令和4年6月7日付けで受理をしています。中継施設である無線鉄塔やその通信線などは公共インフラと同様で転用許可不要となりますが、それに付随する仮設置場等が発生する場合は、それが転用対象なることがあり、今回のケースも車両進入路及び仮設置場が転用手続きの対象となっているため、農地法第5条の案件として取り扱うものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

14 番 はい。1班班長の14番井上です。6月18日土曜日午前8時30分より、農業委員4名、推進委員3名の計7名で、現地調査を実施しました。詳細につきましては、担当委員の吉田さんにお問い合わせ致します。

2 番 はい。農業委員2番の吉田です。担当ですのでご説明いたします。日時等は班長がお話しした通りです。場所は〇〇〇脇の町道を北に×××キロほど進んだところの〇〇〇の近くにあり、道路の右側の場所となっております。先ほど事務局の方でも説明したように、本件は、電波塔を建てるための工事をするための作業する場所、もしくは資材置き場という形で、申請が出ておりま

す。現地の方は境界もございました。工事自体は土を動かすということではなく、鉄板を敷いて作業に備え作業終了後には、また現状に戻すという形になっております。そのような形で現地の確認は無事にできましたので、慎重審議の方お願いしたいと思いません。

議長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい、〇〇〇担当の推進委員の□□□です。詳細については先ほどの説明どおりです。工事期間は4ヶ月程度というお話を聞いておりますが、鉄板を敷いて作業をされるということで、安全に配慮して作業すると思われまます。且つ、作業が終わった後はトラクターで耕運して地権者にお返しするということですので、作業後も安心と思われまます。審議の程よろしくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

10番 10番金子です。通信基地局とは何ですか。

事務局 〇〇〇の携帯電話の電波塔です。以上です。

10番 よくわかりました。

議長 はい、ありがとうございました。他に。

(挙手なし)

それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号1を終わります。続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。続きまして番号2を説明させていただきます。議案書は同じく1頁、図面は議案第26号資料2-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域

内の農地、395 m²になります。農地の区分は10ha以上の一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断致します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、滑川町大字〇〇〇××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××丁目×××〇〇〇×××号室、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。なお、本申請地は、以前に農振農用地、青地の農地でしたが、令和4年5月に区域除外がされています。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 はい。3班班長8番の西澤です。6月19日9時より農業委員2名、推進員2名で現地調査を行いました。場所ですが〇〇〇を〇〇〇方面に向かい、×××mほど進んだ〇〇〇のところを右折し、×××mほど進んだ左側になります。こちらに理由書がありますので、読ませていただきます。子供の成長と共に家財等も増えることから、現在の借家では手狭に感じるようになりました。また、第二子が令和4年11月に誕生し、独立して家族4人で暮らせる新しい家を持ちたいと強く思うようになりました。今回の建設計画において、子育てする環境、生活する上での利便性を考え、市街化区域の土地を検討しておりましたが、希望する条件に見合うものが見つからず、両親に相談したところ、父が所有する農地は大規模農家に貸し付けており、住宅を建設することが困難である説明を受けました。実家の近隣で建設計画が行える場所がないか尋ねたところ、農振農用地ではありますが、長年にわたり借りている計画地の提案を受けました。家を建てるにあたり、現在私は妻の父の会社である〇〇〇に勤務しており、将来は事業を引き継ぎ

続けていきたいと考えており、事業を引き継ぐための努力を日々重ねております。そのため、子育てについては、妻の両親に協力をお願いすることもあり、また実家の近隣に家庭を築くことにより、祖母の介護を行ったり、将来両親に介護が必要となった場合には、積極的に介護することができることから、計画地での検討を進めた次第です。申請地は農振農用地ですが周辺にはすでに住宅も多く暮らしやすい環境であり、勤務先に近く非常に利便性が良いこと、妻の実家が近いこと、これから子育てをしていく上でとても心強いことが大きな決め手となり、この土地を選定いたしました。以上が申請の理由です。□□□氏の所有する農地を□□□氏が購入し、所有権を移転して自己用住宅を建設するための5条申請になります。申請書に、建設計画書、排水計画書、隣地の同意書が添付されており、建設計画は明確に示されており、排水計画は、合併浄化槽による側溝の放流となっております。雨水につきましては敷地内処理となっております。理由書にもありましたが、本人が所有する土地がないこと。また父の所有する土地は住宅を建設することが困難な場所にあること。調査の結果、この転用の申請はやむを得ないと考えられます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい、○○○地区推進委員の□□□です。周辺農地については、耕作農地が広がっており、住宅建築は注意すべき箇所と考えますが、盛土切土もなく隣地は水路と道路で、南側は資材置場で、周辺の農地に与える影響はほとんどないと考えられます。本申請に関する意見は以上となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

(挙手なし)

それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに

賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号2については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号2を終わります。続きまして番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号3を説明させていただきます。議案書は同じく1頁、図面は議案第26号資料3-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号3、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、109㎡になります。農地の区分は役場等の周囲300m以内の区域の農地であるため、第3種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、東京都〇〇〇区〇〇〇×××丁目×××番×××号、□□□です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□、代表役員□□□様です。申請事由ですが、寄付により所有権を取得し、駐車場として利用するため転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

6番 はい。4班班長の6番田幡只夫です。6月18日土曜日午前8時から農業委員5名、推進委員2名で現地調査を行いました。詳細につきましては担当の赤沼委員及び、須澤推進委員の方からご報告いただきます。宜しくお願い致します。

9番 4班、9番赤沼です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。ただいま班長から説明がありましたが、6月18日土曜日申請地の現地確認を行いました。土地の所在等については、先程事務局の方から説明があった通りでございます。申請地は〇〇〇脇の〇〇〇に隣接する三角形の畑であります。申請の内容は、農地を転用して、所有権を移転し神社の駐車場として利用をするものでございます。申請の理由については、理由書に基づいて内容の方説明をいたします。農地法第5条の規定による許可申請に

あたり、以下のとおり理由を申し述べます。〇〇〇には駐車場は存在しません。境内地にはありますが〇〇〇の駐車場として貸し出している状況でございます。神社への来訪者は、近隣の方が主ですが、近年高齢化に伴い自動車での来訪者もみられ4、5台の車両置き場所を探しておりました。この度申請地については、所有者も高齢で遠方に移住しており、耕作も難しくなっているため寄付を頂ける運びとなりましたので、申請地を駐車場として使用したく、申請に至りました。申請地の使用にあたりましては、隣接地に絶対に迷惑はお掛け致しません。何卒ご許可下さいますよう宜しくお願い致します。以上の内容になっております。申請地の周りは道路と境内地でございます、農地等はなく周辺への影響はないと思われまます。工事の内容は、整地をして砕石を敷きならす計画になっております。それから、工事にかかる見積者、資金と調達書、また、理事や役員会の議事録等が添付をされておりました確認をしています。申請地の所有者も高齢で遠方に移住しており、耕作も難しいとのことでもあります。このような状況でありますので、本申請につきましては、やむを得ないと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議の程宜しく宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 〇〇〇区担当の推進委員の□□□です。先程担当委員さんから詳しい説明がありましたが、今度できる駐車場の出入り口は〇〇〇の方から出入りするということなので、安全面には特に問題ないと思います。ご審議の程宜しく宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

(挙手なし)

それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号3については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第2議案第26号は以上になります。

議長 日程第3、議案第27号「滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第27号滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを説明いたします。議案書の2頁及び議案第27号資料をお手元にご用意ください。制度の詳細及び案件の説明については、産業振興課の農林商工担当が行いますので、宜しくお願い致します。

町担当 はい、皆様、改めまして、こんにちは、産業振興課、農林商工担当の吉野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。内容といたしまして、議案第27号、滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見につきまして、資料に基づき、説明をさせていただきます。皆様既にご存じの通り、農業振興地域の変更、いわゆる、除外と言われるものでございます。除外とは何かと申しますと、農業振興地域整備計画の中にある、滑川町の将来にわたって残していかなければならない最も重要な農地であるということで解釈をしております。そこを農地以外のものにしたいという申請がございまして、今回1件の事案が出てきております。なぜ、農業委員会の皆様に、お話をするのかと申しますと、先程ありました通り、委員会の同意を頂きたく、この席に説明に参った次第でございます。それでは、早速でございますが事案番号1につきまして、所在地、地目、面積等を説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。まず、所在地でございますが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××でございます。地目につきましては、登記簿、現況とも畑でございます。面積につきましては、418㎡。所在の目的につきましては、分家住宅を新規に計画したいというお話でございます。事業計画者につきましては、□□□さんでござ

ざいます。そちらに書いてございます、必要性・適当性・非代替性、農業利用への支障、この辺りにつきましては、まず要件を満たしているということで確認ができてございます。農業に対する支障は無いと産業振興課の方では考えてございます。一枚めくって頂きまして、場所の方でございますが、県道〇〇〇線を北の〇〇〇〇〇〇方面に進み、1つ目の信号〇〇〇がある交差点を左折、県道〇〇〇線を西に進み〇〇〇の脇を通過して1つ目の信号を右折、町道×××号線を×××メートルほど北に進んだ左側、道を挟んで〇〇〇がある所の土地が申請の場所になっております。こちらの方に新しく分家住宅を建設したいという申請が出てございます。説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 ただいま担当の吉野副課長兼主席主幹より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

10 番 10番金子です。農道へ駐車されることがあり困っています。そのような事のない様お願いしたい。

町 担 当 はいそれでは、今お話を賜りましたことにつきましても、計画者の方へ十分に説明させていただきたいと思えます。

議 長 よろしいですか。

10 番 はい。

議 長 それでは他にありますか。

(挙手なし)

それでは無いようですので、申請内容について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第27号については、申請内容を承認とし、農業委員会として異議なしとして、滑川町長に意見を送付いたします。議案第27号の審議を終わります。日程第3は以上になります。

議長 日程第4、議案第28号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」を議題と致します。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第28号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書の3頁、議案第28号資料をご用意ください。それでは表紙を1枚めくってください。今回は2筆3,498㎡となります。内訳は6年、賃借、1筆3,167㎡、10年、賃借、1筆331㎡となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。なお補足としまして、整理番号35についてですが、〇〇〇地区で農地と農業施設をお借りして、イチゴの施設栽培をしている方です。貸借については農地所有適格法人としてではなく、解除条件付きの貸借としたいとの申請で承っております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議を宜しくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりました。それでは審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

(挙手なし)

それでは無いようですので、申請内容について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第28号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第4は以上になります。

議長 日程第5、議案第29号「農地中間管理事業法による農用地利用配分計画について」を議題といたします。本議案につきましては、1名の委員さんが事業に関連しております。農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定に議事参与の制限がございますので、

事務局から議案内容すべてについて説明をしていただき、その後、該当委員さんに退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

(委員より、意義なしの声あり)

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 29 号農地中間管理事業法による農用地利用配分計画意見についてをご説明いたします。議案書の 4 頁、議案第 29 号資料をご用意ください。農地中間管理機構として指定されている公益社団法人埼玉県農林公社は、利用配分計画を策定し、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業行っています。貸付者の変更の場合も、この計画に基づくこととなります。この再貸付の計画について、農業委員会の意見を求められております。今回の計画では、田の合計 2 筆、5,871 m²の計画となります。詳細については、資料の農用地利用配分計画(案)をご確認ください。新たに借り受ける人が一番左側の欄、既に誰かが借りている土地については、真ん中あたりに氏名が書かれているものになります。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認頂いたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。ご審議宜しくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりました。それでは審議いたしますので、該当委員はご退席をお願いします。

(該当委員退席)

この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

(挙手なし)

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認するこ

とに決定いたします。

(退席委員復席を連絡)

議案第 29 号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第 5 は以上になります。

議長 日程第 6、議案第 30 号「農地法第 5 条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 30 号農地法 5 条(届出)についてを説明致します。議案書の 5 頁、議案第 30 号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 2 件、合計 528.31 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号 1 ですが所在地は滑川町〇〇〇×××丁目×××番×××、畑、239 m²になります。位置については議案第 30 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが東京都〇〇〇区〇〇〇×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。続きまして番号 2 について説明致します。議案書は同じく 5 頁をご確認下さい。番号 2 ですが所在地は滑川町大字〇〇〇×××番×××、畑、134 m²、外 3 筆、合計 289.31 m²になります。位置については議案第 30 号資料 2 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町〇〇〇×××丁目×××番地×××〇〇〇×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

ないようなので議案第 30 号の質疑を終了致します。

日程第6は以上になります。

議長 日程第7、議案第31号「農地法第5条制限除外について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第31号農地法5条制限除外について説明いたします。こちらは許可を要しない農地転用の報告となります。議案書の6頁、議案第31号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、1㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、畑、農振農用地、1㎡です。届出者ですが譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。転用する譲受人は東京都〇〇〇区〇〇〇×××丁目×××番×××号□□□株式会社基地局設置統括本部統括本部長、□□□様です。申請事由は、賃借権を設定し、認定電気通信業事業者による電話無線基地局設置のために転用する計画です。説明、報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、農地転用の許可不要の案件となりますので、報告のみとなっておりますが、何かご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

それでは議案第31号の質疑を終了いたします。日程第7は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和4年第6回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させて頂きます。神田職務代理より閉会のご挨拶の方をお願い致します。

職務代理 はい。何かとお忙しい中をご出席いただき、慎重審議をありがとうございました。令和4年第6回総会を閉会致します。ありがとうございました。

会長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年7月25日

議 長 北堀 高茂

署名委員 田幡 只夫

署名委員 贅田 基司